

《小平町指定居宅介護支援事業所について》

要介護等認定された方が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を送るために、利用者ご本人が必要な保健医療サービスおよび福祉サービスを選択し、適切にサービス提供されるよう支援します。

《事業所の概要》

名称	小平町指定居宅介護支援事業所
設置・経営主体	小平町
所在地	北海道留萌郡小平町字小平町 216 番地
通常の事業実施地域	小平町区域
営業日	月曜日～金曜日 土曜日・日曜日・祝祭日、12月31日～1月5日は休み
営業時間	8時30分～17時15分
職員体制	管理者 兼 介護支援専門員 1名

《提供するサービス内容》

・要介護認定の申請代行

介護保険のサービスを利用するにあたって、要介護認定を申請して要介護あるいは要支援の認定を受けますが、ご本人やご家族による申請が難しい場合は申請を代行します。要介護認定の更新や要介護状態の区分変更の場合も同様です。

・ケアプランの作成

ご自宅を訪問してご本人やご家族からお話をうかがい、ご自宅での生活を維持・向上させるために必要な介護サービスをサービス事業所と連携しながら介護サービス計画を作成、サービスを提供します。

サービス提供後は定期的にご自宅を訪問して生活の様子やサービス内容を確認し、その都度サービス事業所と連絡・調整を行います。

・給付管理

利用した介護サービスの利用料を計算し、請求書を作成して国保連合会に請求します。

《サービス利用までの流れ》 *要介護1～5と認定された方が対象

- ① 相談 ケアプランの作成について相談・依頼
- ▼
- ② 説明・契約 介護支援専門員が訪問し、当事業所の重要事項の説明、契約書の説明をさせていただき、ご本人またはご家族に了承をいただいた上で契約を締結します。
- ▼
- ③ アセスメント 訪問、ご本人やご家族と面談し、ご本人の健康状態や生活状況等、ご本人やご家族の希望を確認します。
- ▼
- ④ アセスメントの結果をもとにケアプラン原案を作成、適切な介護サービスを利用できるようサービス担当者会議にて検討、ご本人やご家族の確認・同意をいただき、介護サービスを提供します。
- ▼
- ⑤ サービス利用中も定期的にご自宅を訪問して生活状況等を確認、その都度サービス事業所と連絡・調整を行います。

《お問い合わせ先》

小平町役場 保健福祉課 居宅介護支援事業所

TEL 0164-56-2111 (内線 268) FAX 0164-56-2110